建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み

平成24年5月29日 国土交通省土地·建設産業局

建設業界における社会保険未加入対策の推進に際しては、建設業全体としての枠組みを整備し、行政機関や元請企業、下請企業、そして建設労働者等が一体となって取り組みを進めることが必要である。

このため、建設業と関係の深い行政機関において、社会保険加入の促進に向けた機運を醸成する中で、今後5年を目途に建設業許可業者の加入率100%を目指すことを目標に以下の取組を着実に実施し、建設技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を実現する。

- 1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進
- (1) 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置

<対応方針>

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会(以下「協議会」という。)を 全国及び地方ブロックに設置する。

これまでの取組

- ・平成24年5月29日に全国規模での協議会(第1回協議会)を開催。
- ・協議会構成団体のうち、主要な建設業者団体から構成されるワーキンググループ を開催(平成24年5月22日)。

今後の対応予定

- 各地方整備局に対し、地方ブロックにおける協議会の設置を要請。
- ・各地方ブロックにおいて、平成24年6月以降地方協議会を順次開催。
- 第2回全国協議会(平成24年10月開催)。
- ・平成25年以降も、全国及び地方ブロックにおいて協議会を開催し、取組の着実 なフォローアップを実施。
- (2) 各建設業団体による社会保険加入促進計画の策定・推進

<対応方針>

協議会に参加する各建設業者団体において、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施するよう促す。

これまでの取組

・各建設業者団体における社会保険加入促進計画の円滑な策定に資するため、「社会保険加入促進計画の枠組(案)」を作成し、協議会に参加する建設業者団体に提示(平成24年4月25日)。

今後の対応予定

- ・各建設業団体の作成した計画を取りまとめ、第2回全国協議会に報告。
- ・翌年以降開催する協議会の場を活用して、各団体の社会保険加入促進計画のフォローアップを実施。
- (3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

<対応方針>

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、 多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

これまでの取組

- ・中央建設業審議会より「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」 を、各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長 に対して通知(平成24年3月14日)。
- ・上記提言を受け、国土交通省土地・建設産業局長通知「建設産業における社会保険加入の徹底について」を各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知(平成24年3月26日)。
- 社会保険未加入対策の関連資料を随時国土交通省ホームページに掲載。
- ・建設業振興基金と連携し、同基金に相談窓口を設置し、併せて同基金及び全国社会保険労務士会連合会と協力して円滑な社会保険加入手続き等に向けた相談支援体制を構築。
- ・元請企業、下請企業、建設企業で働く労働者向けのチラシの原案を作成し、関係 団体やワーキンググループの意見を聴取し、第1回全国協議会に提出。
- ・業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。

- ・「平成 24 年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」により、社会保険 の加入徹底に向けたリーフレット・ポスターを作成するとともに、周知・広報方 策を検討。
- ・業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。
- ・元請企業による下請指導など、具体的な取組を行う節目などに応じてチラシ等の 原案を作成し、関係団体に対し、チラシを活用した周知を依頼。
- ・保険未加入対策に関する具体的取組がまとまる都度、マスコミに対して情報提供 するとともに、国土交通省HPに掲載。

- 2. 建設業許可部局による社会保険未加入企業への対応
- (1) 建設業許可・更新時の加入状況の確認

<対応方針>

建設業担当部局は、建設業の許可・更新時に健康保険等の加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、 社会保険未加入対策の説明会を開催し、建設業許可・更新時の社会保険加入状況 の確認について説明・意見交換(平成24年3月5日~22日)。
- ・建設業の許可・更新の申請時に社会保険の加入状況を記載した書面の提出を求めるための省令改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを行い、制度改正内容に対する意見を全国から公募(平成24年3月26日から4月25日)。
- ・上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載(平成24年5月1日)。
- ・建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求めるため、 建設業法施行規則を改正(平成24年5月1日公布、同年11月1日より施行)。
- ・建設業法施行規則の改正を関係団体に周知するとともに、国土交通省HPに掲載 (5月1日)。

今後の対応予定

- ・地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局担当者に対し、関連する制度改正等 に係る説明会・勉強会を開催(平成24年6月末以降に実施予定)。
- ・平成24年11月1日以降、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、 社会保険未加入企業に対する加入指導を開始。

(2)経営事項審査の厳格化

<対応方針>

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険 未加入の場合の減点幅を拡大する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、 社会保険未加入対策の説明会を開催し、経営事項審査の厳格化について説明・意 見交換(平成24年3月5日~22日)。
- 経営事項審査について、社会保険未加入企業に対する評価を厳格化するための省 令等改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを

行い、制度改正内容に対する意見を全国から求めた(平成24年3月26日から 4月25日)。

- ・上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載(平成24年5月1日)。
- ・経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保 険未加入の場合の減点幅を拡大するため、建設業法施行規則及び関係告示を改正 (平成24年5月1日公布、同年7月1日より施行)。

今後の対応予定

- ・制度改正に伴うシステムの改修を実施。
- ・地方整備局や都道府県の建設担当部局に対し、関連する制度改正に係る説明会・ 勉強会を開催(平成24年6月末以降実施予定)。

(3)建設業担当部局による指導監督

<対応方針>

建設業担当部局において、営業所及び建設工事現場への立入検査等を行い、社会保 険未加入企業に対し、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生 労働省の社会保険担当部局に通報する。

厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。

建設業担当部局は、建設業の許可・更新申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

これまでの取組

・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、 社会保険未加入対策の制度改正等に係る事前の説明会を実施(平成24年3月5日~22日)。

- ・地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局に対し、関連する制度改正等に係る 説明会・勉強会を開催(平成24年6月末以降に実施予定)。
- ・厚生労働省の指導に従わない社会保険未加入企業の監督処分基準の策定(パブリックコメントを含む)。
- ・平成24年11月1日以降、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。
- 社会保険加入状況の公表。

(4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携

<対応方針>

(1)及び(3)により指導してもなお社会保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨や指導を行い、これに従わない場合には強制加入手続を行う場合がある。

これまでの取組

- ・社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、厚生労働省担当部局の参加を得て検討。
- ・推進協議会及び同ワーキンググループメンバーとして厚生労働省担当部局が参画。
- ・建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームについて検討。

今後の対応予定

- ・建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームの詳細について確定。
- ・建設業担当部局からの通報を受け、社会保険担当部局において社会保険未加入事業所に対する指導を行う。
- ・社会保険担当部局は、指導に従わない悪質な社会保険未加入事業所に対し強制加 入手続を行う場合がある。
- ・社会保険担当部局において、保険の加入義務があるのに加入していない事業所を 把握するため、法務省から法人登記簿情報の提供を受けるなど未加入対策の強化 を講じる。
- 3. 建設企業の取組(元請企業による下請指導)

<対応方針>

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行うよう促す。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで建設業者団体等に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、 元請企業による下請指導について説明・意見交換(平成24年3月5日~22日)。
- ・施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するための省令改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを行い、制度改正内容に対する意見を全国から公募(平成24年3月26日から4月25日)。
- ・上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載(平成24年5月1日)。
- ・施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するため、建設業法施行規則を改正(平成24年5月1日公布、

11月1日より施行)

- 作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加するため、事業者団体等に関係様式の改正を依頼(平成24年3月)。
- 下請指導のあり方を検討するため、関係団体等との意見交換を実施。
- ・上記改正内容等を分かりやすく反映した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」についてパブリックコメントを実施(平成24年5月)。

今後の対応予定

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(平成24年7月上旬予定)。
- ・地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局担当者に対し、関連する制度改正等 に係る説明会・勉強会を開催(平成24年6月末以降実施予定)。

4. 法定福利費の確保

(1) 発注者への要請・周知、元請企業への要請

<対応方針>

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

これまでの取組

・国土交通省直轄土木工事において、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主 負担分)の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見 直しを実施(平成24年4月1日より実施)。

- ・公共発注者(自治体)に対し、実施する工事において法定福利費を適正に積算するよう働きかけを実施。
- ・民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)や民間発注者団体に対し、次 の事項を周知・徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮すべきであること
- ・元請団体に対して、発注者団体に対する法定福利費の確保の働きかけ及び会員元 請企業に対し、受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を要請するよう働き かけ。
- ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」に下請からの見 積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を位置づけ。

- ・元請団体に対して、下請からの見積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を会員元請企業に指導するよう働きかけるよう働きかけ。
- (2) 業界における見積時の法定福利費の明示

<対応方針>

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

これまでの取組

- ・法定福利費に係るこれまでの経緯と現状について関係団体と意見交換を実施。
- ・専門工事業団体に対して、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書の作成を依頼(第1回推進協議会において実施)。

今後の対応予定

- ・各専門工事業団体の検討状況を把握し、必要に応じ助言等を行う。
- 第2回協議会に向け、各専門工事業団体の検討結果や進捗状況を取りまとめ。
- ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積の要請 を促すとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ。
- 作成された標準見積書案の試行的な活用を行うよう関係団体に働きかけ。
- (3) ダンピング対策

<対応方針>

低入札価格調査制度の活用や、価格による失格基準の積極的な導入・活用によりダンピング受注の排除を図る。

これまでの取組

- 低入札価格調査基準価格の見直し(平成23年4月)
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を改正(平成 23年8月)。
- ・地方公共団体に対し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に 基づく要請(平成23年8月)。

今後の対応予定

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注 者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

(4) 重層下請構造の是正

i <対応方針>

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・ 適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的 取組を実施するよう促すとともに、行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の 配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

これまでの取組

・許可申請書等の記載内容や通報等に基づく立入検査等により、一括下請負の禁止 や主任技術者の適正な配置等を実施。

今後の対応予定

- ・「平成24年度 重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」 を実施。
- ・労働者性や請負・派遣の判断基準等を周知・徹底するため、判断基準を解説した 啓発用の資料を作成・配布。
- 特定建設業者からの下請指導状況について指導を実施。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

<対応方針>

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省「集合住宅等のRFID活用建設共通パス研究開発事業」におけるシステムの検討(平成19年度)。
- ・国土交通省「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」における実証実験(平成20年度)。
- ・総務省「ユビキタス特区事業」における実証実験(平成21年度)。
- ・総務省「被災地域情報化推進事業」において被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業として交付決定(平成24年4月)。
- ・国土交通省建設産業戦略会議において議論(平成24年5月)

- ・就労履歴管理システムの実現に向け、関係者から構成される検討の場を設置し、 システムの実用化に向けた課題の検討を進めるとともに、実用化に向けたロード マップを作成。
- ・「被災地域情報化推進事業」(総務省)を活用した福島市における被災地就労履歴 管理システムの構築状況を踏まえ、上記の実用化に向けて活用。
- (2) 社会保険適用促進に向けた研究

<対応方針>

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入 確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を 実施する。

これまでの取組

・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」について企画競争を実施。

- ・就労履歴管理システムの検討を合わせて発注者・受注者・下請企業間の見積・契約・支払における法定福利費の取扱のあり方について検討。
- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「重層下請構 造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により調査・検討。